

## 障がい者スポーツ大会等に向けた競技力向上対策事業に係る県立学校 体育関係施設の目的外使用に関する運用方針

障がい者スポーツ大会等（全国障害者スポーツ大会及び障がい者スポーツの全国大会・世界大会）に向けた競技力向上対策事業に関し、県立学校施設（体育館・グラウンド等）の目的外使用・使用料の免除について、下記のとおり運用方針を定めるものである。

### 1 目的

平成24年に開催され、過去最高の成績を収めた第12回全国障害者スポーツ大会『ぎふ清流大会』の成果と、大会により醸成された障がい者スポーツへの関心の高まりを、一過性のものとせず、今後も障がい者スポーツを推進し、継続して障がい者スポーツ大会等に向けてより一層の競技力向上を図ることを目的とする。

### 2 方針

障がい者スポーツ大会等に向けて、岐阜県障害者スポーツ協会が、その長の名をもって申請する競技力向上対策事業に関する目的外使用については、学校教育に支障のない限り、これを許可するものとする。

なお、目的外使用の対象が特別支援学校の施設である場合については、学校教育に支障のない限り、原則として他に優先してこれを許可するものとする。

但し、すでに許可されている場合はこの限りでない。

#### ■[岐阜県公有財産規則 第15条6]

「県の事務若しくは事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。」に該当するものとみなす。

#### ■[教育長の権限の委任に関する規程 第12条11]

「教育財産の使用許可（重要なもの※を除く）又は使用許可の取消しに関すること。」

※「重要なもの」とは、「1年を超える許可」や「重要な先例となるような使用料の減免を伴う許可」に限られる

#### ■[行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（通知）]

##### 別表1 使用料の減免基準表の区分13(2)

「県の施策に関連し、または県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」

### 3 使用許可

障がい者スポーツ大会等に向けて、岐阜県障害者スポーツ協会が、その長の名をもって申請する競技力向上対策事業については、学校教育に支障がない場合、申請の期間が1年を超えない目的外使用について学校長が許可をする。

### 4 対象施設

体育館、グラウンド、及びその付随施設とする。

## 5 使用料

3の目的外使用許可に係る使用料については、その全額を減免する。

## 6 管理費

3の目的外使用許可に係る管理費については、その実費（相当）を使用者が負担する。

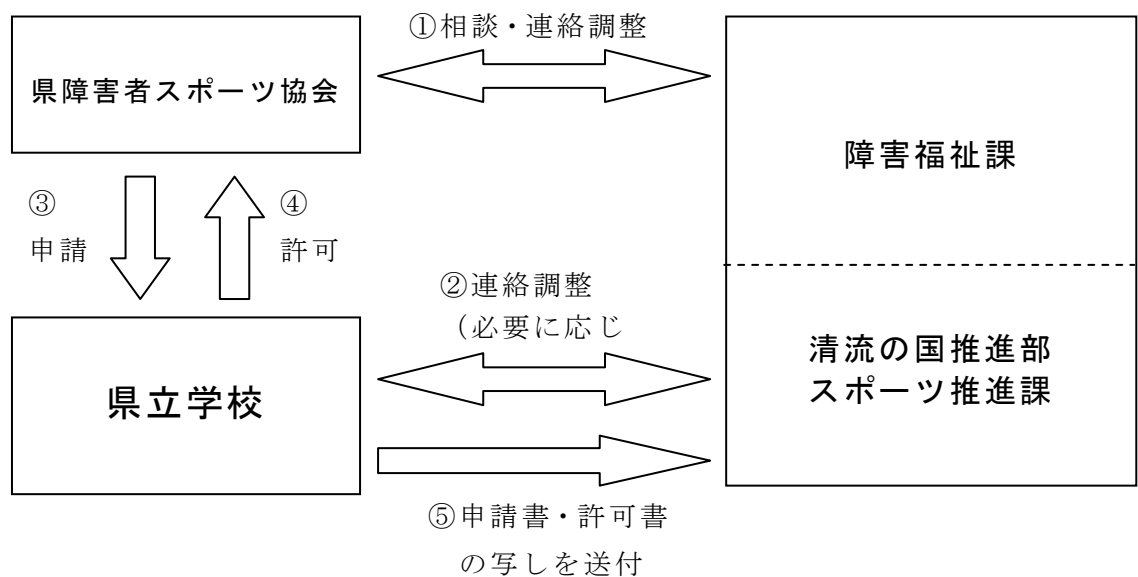
## 7 目的外使用申請の対象となる団体

岐阜県障害者スポーツ協会とする。

## 8 使用許可の取消

施設使用を許可する学校長は使用者に対して、教育上、施設管理上の支障を認めた時、許可した目的以外の使用を認めた時、または施設管理者の指示に従わないとき、及び公益上やむを得ない必要が生じたときには、使用許可を取り消すことができる。

## 9 申請の流れ



- ① 岐阜県障害者スポーツ協会から障害福祉課が相談を受け、申請予定の事業内容が本事業に該当するかを確認し、使用に関する調整を行う。
- ② 必要に応じて、スポーツ推進課が県立学校と使用に関する調整を行う。
- ③ 岐阜県障害者スポーツ協会が県立学校に、使用許可申請書を提出する。
- ④ 県立学校が岐阜県障害者スポーツ協会に使用許可書を交付する。
- ⑤ 県立学校がスポーツ推進課に使用許可申請書及び使用許可書の写しを送付する。